

令和元年 承認第 6 号

臨時代理の承認について

南中学校敷地内の草刈り作業中の事故による損害賠償額の決定について
教育長に対する事務委任規則（昭和 6 0 年三好町教育委員会規則第 3 号、以下
「事務委任規則」という。）第 3 条により損害賠償額の決定議案について臨時代理
したので、事務委任規則第 4 条により別紙のとおり報告し、承認を求める。

令和元年 1 1 月 2 1 日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

損害賠償額の決定について

- 1 処分事項 南中学校敷地内の草刈り作業中の事故による損害賠償額の決定
- 2 損害賠償額 55,231円
- 3 事故内容
 - (1) 事故発生日 令和元年9月5日(木)
 - (2) 事故発生場所 みよし市打越町三百目地内(南中学校)
 - (3) 事故経過 上記地内において、草刈り作業中に駐車中の車両に石が当たりリアガラスがひび割れた。
- 4 相手方の損害の程度
リアガラスのひび割れ
- 5 過失割合 みよし市100%、相手方0%